

# 交通事故における損害賠償あれこれ

## 交通事故における加害者の損害賠償責任

交通事故を起こした運転者は、その事故によって被害者に与えた損害を賠償する責任を負うこととなります。その根拠となる主な法律は以下のとおりです。



### 損害賠償責任を規定する主な法律

#### 民法第709条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

不法行為責任と呼ばれるものを規定したもので、他人に損害を及ぼす不法な行為を行った加害者はその損害を賠償する責任を負います。



#### 民法第714条（責任無能力者の監督義務者等の責任）

前2条（第712条・第713条）の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。（抜粋）

未成年者等が行った不法行為による損害賠償責任と、監督義務者である親族等の損害賠償責任を規定したものです。



#### 民法第715条（使用者等の責任）

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。（抜粋）

使用者責任を規定したもので、この規定によって会社の業務を行っている際に、従業員が交通事故を起こした場合、その従業員の使用者である会社も交通事故の賠償責任を負います。

#### 自動車損害賠償保障法（自賠法）第3条（自動車損害賠償責任）

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。（抜粋）

昭和30年に、当時急増した交通事故の被害者救済が社会問題となる中、民法の特別法として制定された法律で、人身損害のみを対象としたものです。

## 過失相殺とは

過失相殺とは、被害者側の過失を鑑みて加害者の損害賠償額を決めるという法制度のことをいいます。

すべての交通事故が、加害者の一方的な過失（落ち度）によって発生するわけではありません。例えば、横断歩道のない道路を横断中の歩行者と四輪車との事故では、歩行者にも20%程度の基本過失があると判断されます。

このように被害者にも過失がある場合、加害者は被害者の損害（治療費、休業損害、慰謝料等）のうち、自分の過失分を支払えば足りる（被害者は自分の過失分は請求できない。）ということになります。



#### 民法第722条第2項（損害賠償の方法及び過失相殺）

被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

## 交通事故における過失割合の判断方法

加害者が自動車保険（任意保険）に加入している場合、損害保険会社の事故処理担当者は、東京地裁民事交通事故訴訟研究会が編集する「民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準」（通称判例タイムズ）を参考として過失割合を判断し、被害者側との示談解決に向けた交渉を行います。

被害者に対してのみならず、損害保険会社間の交渉においても「判例タイムズ」は用いられており、いわば事故処理担当者のバイブルともいえる存在となっています。

## 示談交渉の現実

交通事故における過失割合は、多くの場合「判例タイムズ」を参考として決められていますが、加害者と被害者との間では過失割合以外にも被害者の被った損害の算定額に違いが生じたり、感情的なもつれ等によって当事者間の話し合いでは示談による解決に至らないケースも発生します。

このような場合の解決に向けた次の手段としては、当事者双方で譲り合いながら合意に基づいて解決を図る調停、裁判による解決方法である訴訟、裁判外紛争解決手続きとして、そんぽADRセンター、公益財団法人 交通事故紛争処理センター、一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構のような紛争解決機関で解決が図られます。



## 国保連合会の求償事務における損害保険会社等との関係

国保連合会は、国民健康保険法第64条、高齢者の医療の確保に関する法律第58条および介護保険法第21条を根拠法として、保険者からの委託を受けて加害者や損害保険会社等に対する求償事務を行っています。

損害保険会社等との交渉にあたっては、受託事案の事故発生原因などを客観的に把握、分析したうえで一定の信頼関係のもと、過失を含めた求償額確定のための交渉を行い、損害保険会社等に対する求償金の請求から収納までの業務を行っています。

（第三者行為 求償事務専門員）

●第三者行為に関するお問い合わせ● 山口県国保連合会 保健事業課求償班 TEL : 083-925-2048